

ふれあい電話サービス事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、社会福祉法人幸手市社会福祉協議会（以下「協議会」という。）に設置するボランティア・市民活動センターに登録しているボランティアグループ（以下「ボランティアグループ」という。）が、定期的に電話（以下「ふれあい電話」という。）をすることにより、高齢者の心の健康増進や安否確認等、福祉の向上を図ることを目的とする。

(対象者)

第2条 幸手市に居住する65歳以上のひとり暮らし高齢者で、ふれあい電話を希望する者

(申請)

第3条 ふれあい電話を希望する者（以下「利用者」という。）は、ふれあい電話利用申請書（様式第1号）により、協議会に申請するものとする。

(決定等)

第4条 協議会は、前条の規定により申請があったときは、申請の内容を審査し可否を決定しなければならない。

(電話回数)

第5条 電話の回数は、原則として週1回とする。

(変更の申出)

第6条 利用者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに協議会に申し出るものとする。

- (1) 利用を辞退するとき
- (2) その他、利用者の状況が変わったとき

(報告)

第7条 ボランティアグループは、ふれあい電話報告書（様式第2号）により、毎回報告するものとする。

2 ボランティアグループと協議会は、相互に報告し、情報の共有を図るものとする。

(事業実績報告)

第8条 ボランティアグループは当該年度終了後1ヶ月以内に、共催事業実績報告書（様式第3号）を協議会に提出するものとする。

(関係機関との連携)

第9条 この事業の実施に当たっては、必要に応じて、幸手市の保健福祉事業

及び高齢者福祉事業の関係者、民生委員・児童委員等と連携を図り、事業の円滑な運営に努めるものとする。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、会長が定める。

附則

この要綱は、平成26年 4月 1日から施行する。